

総務委員会会議録

日時 令和6年10月8日(火) 開会時間 午前10時5分
閉会時間 午後2時6分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 伊藤 毅
副委員長 中村 正仁
委員 久保田松幸 宮本 秀憲 臼井 友基 水岸富美男
大久保俊雄 古屋 雅夫 佐野 弘仁 福井 太一

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

人口減少危機対策本部事務局長 細田 尚子
人口減少危機対策本部事務局次長 中村 直樹
人口減少危機対策企画グループ人口減少危機対策監 河合 秀樹
人口減少調査研究グループ人口減少調査監 中嶋 正樹
知事政策局長 石寺 淳一
富士山保全・観光エコシステム推進統括官 和泉 正剛
地域ブランド・広聴広報統括官 小林 徹
知事政策局理事(知事政策局次長事務取扱) 安藤 明範
知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 鎌田 秀一
知事政策局次長(広聴広報監事務取扱) 羽田 勝也
知事政策局技監 水口 保一 知事政策局技監 矢野 昌
政策企画グループ政策参事 小俣 滋
地域ブランド推進グループ地域ブランド推進監 勝俣 秀文
富士山保全・観光エコシステム推進グループ富士山保全・観光エコシステム推進監
岩間 勝宏
富士五湖自然首都圏推進グループ富士五湖自然首都圏推進監(国際戦略監兼職) 古屋 幸一
リニア・次世代交通推進グループリニア・次世代交通推進監 矢野 久
新事業チャレンジ推進グループ新事業チャレンジ推進監 相川 和茂
DX・情報政策推進統括官 瀧本 勝彦
DX・情報政策推進統括官次長(情報政策推進監事務取扱) 村上 宏之
DX推進監 長谷川 晋吾
県民生活部長 小澤 清孝 県民生活部次長 山岸 ゆり

県民生活総務課長 武井 紀人 パスポート室長 坂本 久美
北富士演習場対策課長 長坂 嘉久 統計調査課長 平賀 貴久子
県民生活安全課長 岩渕 基 私学・科学振興課長 水上 和彦
多様性社会・人材活躍推進局長 古澤 善彦
多様性社会・人材活躍推進局次長 小林 孝恵
多様性社会・人材活躍推進局次長（男女共同参画・外国人活躍推進課長事務取扱）
入倉 由紀子
労政人材育成課長 川崎 健司
労働委員会事務局長 津田 裕美 労働委員会事務局次長 丸山 正雄

公安委員会委員長 堀内 拓三 警察本部長 小柳津 明
警務部長 平山 大典 生活安全部長 今橋 敦 刑事部長 川口 守弘
交通部長 和田 弘記 警備部長 相模 稔 理事 一瀬 健
首席監察官 大森 伸 総務室長 手塚 泰司 警察学校長 進藤 明
警務部参事官 佐藤 充 生活安全部参事官 所 紀久男
刑事部参事官 中村 正己 交通部参事官 内藤 智 交通部参事官 足立 勝司
警備部参事官 清水 高博 総務室次長 柏木 佳明 警務部次長 佐藤 隆
会計課長 三浦 昇 捜査第一課長 大勝 和彦 警備第二課長 渡邊 信
地域課長 三森 美保 交通規制課長 手塚 芳仁 サイバー犯罪対策課長 戸澤 智和

総務部長 関口 龍海 総務部次長 奈良 晶史
総務部次長（人事課長事務取扱） 三井 幸治
働きやすい職場づくり支援室長 依田 勇人
職員厚生課長 今井 康善 財政課長 行村 真生 税務課長 森山 和紀
財源確保・資産活用推進課長 中村 隆宏 庁舎管理室長 荻野 貴史
行政経営管理課長 堀内 由加子 市町村課長 栗田 研二
防災局長 河野 公紀
防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 林 貴彦
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 渡辺 一秀
消防保安課長 久保島 宏
会計管理者 関 尚史 出納局次長（会計課長事務取扱） 三科 隆人
管理課長 石合 晃 工事検査課長 植田 茂樹
人事委員会事務局長 土屋 嘉仁 人事委員会事務局次長 後藤 恵里子
代表監査委員 小林 厚 監査委員事務局長 草間 聖一
監査委員事務局次長 小野 博隆
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 加藤 栄佐

議題（付託案件）

- 第85号 山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例中改正の件
- 第87号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第91号 契約締結の件
- 第100号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第8号）

- 請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第6－4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて
- 請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第6－8号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第5－8号、請願第6－4号、請願第6－5号については継続審査すべきもの、請願第6－8号については採択すべきものと決定した。

会議の概要 まず、10月7日に臼井委員長から委員長の辞任願が提出されたため、山梨県委員会条例第9条第1項の規定により、伊藤副委員長が委員長の職務を代行し、委員長の辞任を議題とした。山梨県議会委員会条例第15条の規定により、臼井委員長の退場を求め、辞任の許可について諮ったところ、許可することとされた。

次に、委員長が欠員となったため、委員長の互選を行い、互選の方法は指名推選により行うことと決定され、伊藤毅副委員長が指名され当選した。

委員長の就任挨拶の後、副委員長が欠員となったため、副委員長の互選を行い、互選の方法は指名推選により行うことと決定され、中村委員が指名され当選した。

副委員長の就任挨拶の後、山梨県議会委員会条例第9条第2項に規定する委員長職務代行者に福井太一委員を指名した。

続いて、委員会の審査順序について、人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係、警察本部関係、総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の順に行うこととし、午前10時12分から午前11時40分まで人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係、休憩をはさみ、午後1時から午後1時10分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午後1時24分から午後2時6分まで

総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係

※第 85 号 山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例中改正の件

質疑

福井委員 山梨県立やまなし地域づくり交流センターについては、建て替えて、地域の皆さんにも非常に愛される施設になっていると思っています。ホームページも工夫されており、非常に見やすく、私も何度か利用したことがあります。

今回の条例案についてですが、今日的な政策課題に柔軟に対応し事業を実施するため、指定管理者による運営から、県が直接運営とするとのことでありますが、具体的にはどのようなセンターの在り方、運営となるのか、詳細な説明をお願いします。

武井県民生活総務課長 山梨県立やまなし地域づくり交流センターの目的は、地域課題の解決や地域経済の活性化を目指し、県民の方々が自主的に行動する取組を促すことです。その目的に何ら変わりはありません。内容として、今は指定管理者にお任せしてやっている催しや講座について、今後は、各事業について、県が毎年度、内容を精査した上で直接実施していく形になります。あわせて、センターでは貸館業務をやっておりますが、こちらは、引き続き指定管理者をお願いをするという内容となっております。

福井委員 そうしますと、確認ですが、貸館業務については指定管理者が行い、催し等は直接、県が主催・主導して、提供していくということよろしいですか。

武井県民生活総務課長 おっしゃるとおりでございます。

福井委員 社会貢献活動、それから起業等の支援事業、それらをセンターに集約していくということですが、具体的にはどのような事業が集約されていくのでしょうか。県でも、起業等に対しては、いろいろな部局にまたがって支援事業がされていると思いますが、全てがセンターに集約をされて実施されるということでしょうか。

武井県民生活総務課長 現在、センターで行っている地域課題の解決という観点に基づき、それらに関連する県民にとっての身近な課題の解決等に係る起業・創業の支援事業を行っていきたいと考えております。

福井委員 身近な課題の解決に係るといふところの具体例を教えてください。

武井県民生活総務課長 例えば、地域での高齢者のケアや介護ということがあるかと思いますが、そうした関係の事業で起業をしたい方がいらっしゃる場合の支援、起業だけではなく、社会貢献ということで、業としてではなく、ボランティアとしてそうした事業を行う方たちに自主的な活動を進めていただくための支援を行っていきたくて考えております。

福井委員 全ての事業が集約されるわけではないと思いますが、まだセンターがオープンして3年という短期間であります。現在の指定管理者のこれまでの運営では成果を上げてこなかったという認識、判断で、今回の条例改正となったのでしょうか。

武井県民生活総務課長 現在の指定管理者が、設定をした目標に対し達成できていないということではありません。指定管理者にお願いをすると、4年、5年というスパンで、指定管理者が事業を決めて実施をすることになります。県としましては、起業・創業、社会貢献に向けた支援事業を、その4年間というスパンを指定管理者に任せて行うのではなく、その都度、内容を精査して実施していきたくて考えているため、今回の改正をさせていただくこととしております。

福井委員 では、指定管理者がされていたことは、県としても評価はしているということですが、この条例改正案を出すに当たって、指定管理者には事前に説明はされたのでしょうか。

武井県民生活総務課長 事前の説明はしておりません。今回議会に上げさせていただき段階で、御説明をさせていただいております。

福井委員 もし話すことができれば、指定管理業者の反応はどのようなものだったのでしょうか。

武井県民生活総務課長 個人・会社の話になりますので、この場では申し上げられません。

福井委員 使用料について伺います。改正案の第11条で、知事は特別な理由があると認めるときは使用料を減額し、または免除するとあると思います。具体的にはどのような場合を想定しているのか、教えてください。

武井県民生活総務課長 具体的な事案については現状では想定をしておりません。

福井委員 条例改正の案については、当然御存じですよ。

武井県民生活総務課長 おっしゃるとおりでございます。

福井委員 核心を申します。県が定めて、公表している指定管理者の更新等に関する基本方針がございます。これには設置管理条例の改正について、指定管理者更新に伴い、設置管理条例の改正が必要な場合は、選定年度の前年度までに所要の改正を行うと規定しています。このことについては御存じですよ。

武井県民生活総務課長 承知をしております。

福井委員 設置管理条例の改正については、基本方針の中に、選定年度の前年度までに所要の改正を行うと規定していますが、いかがでしょうか。

武井県民生活総務課長 承知をしております。

福井委員 では、このルールに従えば、来年4月から始まる指定管理期間のものについては、今年度中にこれを選定することになり、条例改正は昨年度中に済ませておかなければならないこととなります。この認識は正しくないですか。

武井県民生活総務課長 条例改正に当たっては、県の所管課と話をしている、来年度4月1日から指定管理者が更新という形になりますが、その所管課と話をしながら、その手前での条例改正ということで、今回、上程させていただいております。

福井委員 指定管理者の更新等に関する基本方針にしっかり定められているわけですから、もし4月1日からの改正になると、県が自ら定めたルールを守らず、手続を進めることになってしまうと思うのですが、この点についていかがでしょうか。

武井県民生活総務課長 その点に関しては確認をさせていただいて、御回答をさせていただければと思います。

福井委員 この総務委員会の中で、条例改正案について審査をするので、確認をするということであれば、この議案については採決ができないということになると思われませんが、いかがでしょうか。

伊藤委員長 暫時休憩します。

※休憩後、先に請願及び所管事項の審査を行い、その後第87号議案の執行部説明までを行った。

武井県民生活総務課長 先ほど御指摘いただきました指定管理者の更新等に関する方針は、あくまで基本的な更新の手続の原則を定めた県の内規となっております。条例改正の時期については定例的なスケジュールを示したものであり、地方自治法上では個々の事情で判断することとなっており、過去におきましても選定年度中に条例改正を行っている事例があり

ます。

福井委員 原則的な内規であり、過去にも条例改正の例があるということですが、それでもこの時期に、内規に定められていることと反して条例改正をする意義を、もう一度示していただければと思います。

武井県民生活総務課長 御説明いたしましたとおり、今日的な政策課題に柔軟に対応していくため、県が直接事業を実施していきたいと考えております。

佐野委員 山梨県立やまなし地域づくり交流センターの条例改正についてお伺いします。
この条例改正で、地域課題の解決及び地域経済の活性化に係る社会貢献活動や企業等の支援事業について、センターに集約化されるとお聞きをしています。そこで、本来のセンターの役割として、従来からあった2点について質問したいと思います。
まず初めに、先ほどもNPOの話がありましたが、必ずしも起業やビジネスに結びつくところまでいかない層の方々への支援を、今後、どのようにされていくのかについてお示してください。

武井県民生活総務課長 やまなし地域づくり交流センターには、ボランティア協会等も入っている中で、そういったところと連携をしながら、地域貢献活動の発展につなげてまいりたいと思っております。

佐野委員 それでは、そこまでいかない層の方々への支援も今後されていくという理解でよろしいでしょうか。

武井県民生活総務課長 おっしゃるとおりです。

佐野委員 それでは、2点目に地域づくりに関わる方々の交流や情報交換などの機能がある中で、そうした人々の交流や出会いの場としてのセンターの機能は存続していくのか、今後はなくなってしまうのか、心配しているのですが、当局の御見解をお示してください。

武井県民生活総務課長 委員から御指摘いただきました交流事業についても継続してまいります。

佐野委員 様々な方の支えになると思いますので、今後も推進をしていっていただきたいと思えます。

福井委員 これからのスケジュールですけれども、この議会で条例が改正と決まれば、新たな指定管理者の募集となると思います。そうすると、12月議会に指定管理者の指定の件の議案が出されると思いますが、非常にタイトなスケジュールになるということでしょうか。

武井県民生活総務課長 12月議会に向けて、事務を進めさせていただければと思います。

福井委員 本来ですと、3か月ぐらい募集期間を取りながら募集がされるので、どのような業者の皆さんが応募されるか分かりませんが、新たな指定管理業者なのか、継続なのかも分かりませんが、十分に運営できるのか、県民目線に立てば心配ですが、その点についてはいかがでしょうか。

武井県民生活総務課長 十分な審査の上、選定をしてみたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 87 号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（「道の駅富士川」を活用した峡南地域高付加価値化事業費について）

中村副委員長 地域ブランド推進グループ、知2ページになります。「道の駅富士川」を活用した峡南地域高付加価値化事業費について質問させていただきます。

市町村との連携ということで、特に、関わりのある富士川町との関係について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

勝俣地域ブランド推進監 この事業は、道の駅富士川を地域の魅力や価値を訴求するショーウィンドーとしまして、来訪者の行動変容を促し、峡南地域をはじめ、県内各地への人の流れや消費の拡大につなげようとするものでございます。

検討会のメンバーにつきましては、実務レベルの職員を中心に編成する予定であり、県や富士川町の関係課職員に加え、他の峡南の4つの町や南アルプス市の職員にも参加していただき、地域間の相乗効果を生み出していく考えです。

その中で、委員からお話がありました富士川町につきましては、政策企画や産業振興、都市整備の部門の職員、あるいは道の駅富士川の指定管理者などしっかりと連携を取り、スピード感を持ってこの事業を推進してまいりたいと考えております。

また、多様な視点を反映するため、峡南地域の振興に熱心に取り組む団体や旅行会社

にも検討会に参加していただき、魅力的な事業計画の策定につなげていきたいと考えております。

中村副委員長　なぜ私が富士川町のことをお話したかという、富士川町では、今、富士川リバーサイドパーク構想として、河川敷でいろいろな事業の取組を進めています。昨今、私もスケートボードの話をしたりしておりますけども、新しい事業を道の駅富士川でやるということで、富士川町では一生懸命頑張っている状況です。

そのような中で、県としてもぜひ支援をしていただきたいという思いもあり、今後、県としてどのような支援をしていくのか、お聞かせください。

勝俣地域ブランド推進監　富士川町では、道の駅富士川を中心としたリバーサイドエリアを、さらに、にぎわいをもたらすエリアとするべく、本年度実施したドッグランの整備のほか、スケートボード場などのアーバンスポーツ施設の設置を新たに検討していると伺っております。

今回の道の駅を活用した事業とは別に、富士川町が進める事業ではございますが、両事業は、町の魅力を高めるために相互に補完し合う関係にございますので、プロジェクトの円滑な進行に向けて、富士川町から国への補助金の申請など、県としてもしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

中村副委員長　特に私はスポーツ振興という分野に関しては力を入れたいと考えておりますので、そういった点で、富士川町のほうも一生懸命頑張っているのも、ぜひ県としても御支援いただければと思います。

(やまなしスイーツブランド価値向上事業費について)

大久保委員　知2ページのやまなしスイーツブランド価値向上事業費についてお伺いします。本県の強みである県産果実を生かしたスイーツは、プラスアルファの付加価値をいかにつけるかが一番大事であり、他県との差別化を図る上で大きなコンテンツになります。

しかも、農業、産業、観光のさらなる発展に向けて、大きな可能性が広がるものだと確信しております。

単に、可能性があるではなく、その可能性が地域経済にしっかりとつながるように、そしてまた、実効性のあるものにつなげていかなければなりません。商売されている方も地域も疲弊し切っております。

発信力のある事業者と連携し、県産果実を活用したスイーツのブランド価値向上に取り組むという文言がありますが、総論的な表現なので、より具体的な実施目的や事業内容について、もう少し詳しくお聞かせください。

勝俣地域ブランド推進監　桃やブドウなどの県産果実は、既に高いブランドイメージを確立しておりますが、これらの果実を活用したスイーツの認知度や評価については、まだ十分に浸透しておりません。

委員御指摘のとおり、スイーツは県産果実の価値をさらに引き上げ、新たな需要を生

み出す大きな可能性を秘めております。このため、本事業では大都市圏の高級百貨店の地下などで「やまなしの高付加価値なスイーツ」を販売し、高価格帯市場への参入を果たすことで、ブランド力の強化を目指します。

また、県内の生産者や関連事業者の収益力を向上させることも目的としております。

所得の高い方へのアプローチに限らず、お子さんの誕生日や結婚記念日、または自分への御褒美など、様々な特別なシーンで、おいしさと美しさが調和した「やまなしのスイーツ」がしっかりと選ばれる機会を増やしていきたいと考えております。

具体的には、企画提案公募により委託先事業者を選定しまして、高価格帯市場で影響力を持つ有力ブランドとの連携を進めます。

来年度の桃やブドウの旬の時期には、高級百貨店などでの販売促進や話題性の獲得を目指し、連携ブランドの調査・選定、県内事業者にもメリットがあるビジネスモデルの検討などに取り組んでまいります。

大久保委員

確実に収益アップにつながるような事業にしてほしいと思います。

もう1点、観光文化・スポーツ部において、県立博物館のカフェを活用し、山梨の旬のフルーツを使ったスイーツの魅力を発信するという事業が行われていると承知しております。県立博物館は私の地元ですが、PR、相乗効果、プラスアルファのシナジー効果が大事だと思います。他の部局との横断的な連携、そしてまた市町村、経済団体、観光団体との連携が極めて重要になってくると思います。そこら辺の見解をお聞かせください。

勝俣地域ブランド推進監 県では昨年度から、美酒・美食に関する部局を横断したクロス・ファンクショナル・チームを立ち上げ、知事政策局、産業政策部、観光文化・スポーツ部、農政部が連携して、相乗効果や新たな価値を生み出す取組を進めております。

例えば、本年度、農政部が実施したエシカル消費をテーマとしたメディアツアーにおいては、本年2月にオープンしました県立博物館のカフェを訪問先に加え、4パーミル・イニシアチブ認証のサンシャインレッドを使用したスイーツを提供して、好評をいただいております。

本事業におきましても、山梨の特色を生かした魅力的なストーリーをつくり上げるために、観光文化・スポーツ部が県立博物館カフェで実施予定のスイーツコンテストの受賞者や、農園カフェを営む6次産業事業者など、様々な団体などもしっかり連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

大久保委員

熱意も分かりました。部局横断的なクロス・ファンクショナル・チームという話がありましたが、カッコいい命名ですね。観光、農業、いろいろあるかと思いますが、非常に大きなキーワードになるかと思いますが。取組を推進してほしいと思います。

(富士五湖自然首都圏フォーラム運営事業費について)

古屋委員

知3ページの富士五湖自然首都圏推進グループに関連する補正予算について御質問

したいと思います。

まず、富士五湖自然首都圏フォーラムは、令和4年に富士山が世界文化遺産登録10周年を迎えたことを記念し12月につくったもので、長崎知事が代表を務めております。

私も、アート関係について御案内をいただいて河口湖に見に行ったことがあります。

この組織の取組状況について、ワーキンググループが5グループあると思いますが、どのようになっているのか、進捗状況はどうか、県民の皆さんは分からないと思うので、その辺についてお伺いしたいと思います。

古屋富士五湖自然首都圏推進監 富士五湖自然首都圏フォーラムですが、5つのワーキンググループで活動することとしております。

1つ目、自然首都圏構想ワーキンググループは、自然首都圏構想の全体の方向性などを検討していく場となっており、これまでに、グローバルビレッジとグリーン水素コミュニティコンソーシアム、今回、立ち上げたWISE GOVERNMENTコンソーシアムという3つの、今後取り組むべき大きな方向性を示したコンソーシアムを立ち上げております。

2つ目、富士五湖グリーンモビリティワーキンググループは、環境に優しい移動手段、交通手段へのシフトへの方向性を目指しており、具体的な方向性はこれからになります。水素燃料のモビリティや、水素社会の実現に向けて、今回9月補正で要求しております水素関連コミュニティの予算の中で、今後、検討していきたいと考えております。

3つ目、アートシティー富士五湖ワーキンググループは、富士五湖地域をアートシティーとする構想に基づいて事業に取り組んでおり、富士五湖地域で若手芸術家が1か月ぐらい滞在して創作活動を行ったことですか、作家の団体であります日展さんと連携し、河口湖美術館で作品展を開催しております。

4つ目、富士五湖アカデメイアワーキンググループは、文化、芸術、音楽活動を中心に取り組んでいくこととしており、今年度は、地元の中高生がジャズのイベントに参加しております。これにつきましては、海外のアーティストからオンラインで直接、技術指導を受ける中で、先日、ジャズフェスティバルで披露したところでございます。

最後に、グローバル富士五湖ワーキンググループについては、国内外の若者が社会課題をテーマとした芸術作品をオンラインで公開するイベント等を開催しております。

古屋委員 このフォーラムの一番先には、特に話題になっている国際会議場の設置についてもイメージしてやっていくということですが、その辺の検討状況はどのような状況になっているのですか。

古屋富士五湖自然首都圏推進監 国際会議場につきましては、将来的な目標としております。

先ほど申し上げましたとおり、アートやグローバル関係の様々な取組を進めていく中で、将来的には国際会議場の検討もしていくという状況です。

古屋委員 まだ先ということで、それはこれからの課題だと思います。

もう1つは、富士五湖を自然首都圏として国際的にも打ち出すとなれば、交通の問題があると思います。

今、富士山登山鉄道は様々な議論がされていますが、周辺地域の交通網対策はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

矢野リニア・次世代交通推進監 富士山周辺を訪れているインバウンドが多くいらっしゃいます。県では、インバウンドの方々に県下を周遊していただくために、従前から山梨バスコンシェルジュの多言語化を行い、この情報につきましては、グーグルマップなどにデータが提供され、現在、特に路線バスを使って県下各地を訪れる方は、グーグルマップを御覧になり、情報を見ながら巡っていただいている状況です。

今年、他部局であります、観光文化・スポーツ部におきましては、レンタカーを使い、富士五湖を訪れている方々を県下に周遊させる事業を行う予定で動いております。

かつ、次世代の交通モビリティということで、空飛ぶクルマの社会実証に向けた事業を行っているところでございます。せんだっては、これを進めるためのワーキンググループを設置し、今後、次の交通に向けた取組につきまして議論を進めている状況でございます。

様々な交通は日進月歩で動いてきておりますので、今後も情報を収集しながら、様々な展開を研究してまいりたいと考えております。

古屋委員 空飛ぶクルマの研究はまだまだ時間がかかると思います。

(富士五湖自然首都圏フォーラムカリフォルニア州連携事業費について)

次に、今回の補正予算の中で、カリフォルニア州に訪問するとのこととあります。水素関連とありますが、具体的な訪問理由と、これらフォーラムとの関係について、どのような理由でこの州を訪問して、具体的に、どのように地域づくり、このフォーラムに反映させていくのか、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

古屋富士五湖自然首都圏推進監 今回、カリフォルニアに訪問する目的の一つとして、カリフォルニア州は、官民を挙げて、再生可能エネルギー推進の取組を進めております。

使われる電力を全て水素エネルギーで賄っている都市もあると伺っております。そういった先進地域でありますので、今回、補正予算に上げています富士グリーン水素コミュニティコンソーシアムの取組として参考とすべき取組と考えております。まずは、カリフォルニア州にあります官民の合同組織と連携を強めていきたいと考えております。

古屋委員 訪問団の構成についてお聞きします。

古屋富士五湖自然首都圏推進監 まず、知事、フォーラムの会長を務めています田坂会長、その他職員が4名随行し、計6名を予定しております。

古屋委員 承知しました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第6－4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関する事について

意見

臼井委員 請願第6－4号、山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関する事について申し上げたいと思います。

国の安全保障に関わることでありまして、防衛省では地域住民の方々に不安を与えることのないよう、引き続き適切に対応していることから、今後の動向を注視していくことが重要であります。

したがって、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める事について

意見

中村副委員長 今回の最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書に関しましては、最低賃金は、労働者の生計費や賃金の動向、それから企業の支払い能力を考慮して、地方及び地方審議会の審議を踏まえて決定されるものであります。こういった状況の中で、国及び県では、中小企業の賃金引上げに対する様々な支援策を拡充しております。

加えて、国においては、2030年度半ばまで、全国加重平均を1,500円となることを目標としております。そのような状況の中で、国では、より早く目標が達成できるよう、労働生産性の引上げに向けて取り組むと表明しておりますので、その動向を注視する必要があると考えております。

したがって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第6－8号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

意見

臼井委員 請願第6－8号、私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて申し上げたいと思います。

私立学校の生徒が、安心して教育を受けられる環境整備に当たり、国の果たす役割は極めて大きいことから、国による支援拡充は適当と考えます。

したがって、本請願は採択すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(南海トラフ地震臨時情報の発出を受けた対応について)

中村委員 今回の本会議でも多くの議員から質問があった南海トラフ地震に関わることについて伺います。南海トラフ地震臨時情報の発出を受けた県の備え、また、再点検等に関わることについて、県民への呼びかけや、関係機関・関係団体に必要な点検並びに体制の確認を促したとお聞きしております。これらの点検や確認において、何か問題や課題があったのか、お聞かせください。

小俣政策企画グループ政策参事 県におきましては、大規模災害等の発生への備え、また、災害発生時の対応につきましては、災害対策基本法第40条に基づいて、山梨県地域防災計画を策定しております。ただし、この計画につきましては、あくまでも住民の保護等を目的としたものでございます。

一方で、今回の南海トラフ地震臨時情報の発出を受け、課題として明らかになったことは、増加するインバウンド、具体的には、令和5年度のインバウンドの訪日旅行者数は、令和元年度、コロナ前の7割ぐらいの水準にまで戻ってきております。こうした方々への情報発信、そもそもどういった方が来ているのか、何人来ているのか、どこへ避難

したらいいのか、また、発生時には多くの方々が自分の国に帰りたいと思います。そうしたときに、帰国のための交通の確保、具体的には、南海トラフ地震では、羽田空港やセントレア空港は海側で利用できないことも想定されます。そうしたときに、それらの基幹空港ではなく、信州まつもと空港や新潟空港などを代替として使った場合のそこまでの輸送手段の確保など、新たな課題が出てきたところでございます。

先般、新潟、長野、山梨、静岡4県と国の関係機関、内閣府と観光庁に参画いただく中で、準備会を開催しまして、今後、これらのメンバーで新たな課題等について研究会を開催していく予定となっております。

中村副委員長 今、インバウンドの話も出たので、本会議での大久保議員の質問の中で、外国人への対応に関して答弁があったかと思いますが、この部分は防災局が所管かと思いましたが、その辺はどのような感じでしょうか。

小俣政策企画グループ政策参事 基本的には災害対応時につきましては防災局が主導となって行うべきと考えております。一方で、インバウンドへの対応につきましては、滞在先の確保や輸送手段で公共交通を使ったりしますので、複数部局にまたがる検討が必要ではないかと考えております。そうした中で、最終的には防災局が中心となって対応をしていくことになるかと思っております。

中村副委員長 例えば、インバウンドであれば観光文化・スポーツ部など、それぞれ役割分担があるかと思っておりますので、ここは問題提起程度にさせていただいて、改めて各部局のほうに質問する形でよろしいでしょうか。

小俣政策企画グループ政策参事 それぞれ浮かび上がった課題につきましては、それぞれの行政部門で対応すべきことがございますので、各部局のほうへ問い合わせていただいております。

(富士山登山鉄道構想についての地元との話合いの場の早期実現について)

佐野委員 まず、富士山登山鉄道構想についての地元との話合いの場の早期実現についてお伺いしたいと思います。

私も、富士山登山鉄道構想の課題については、令和5年12月本会議で技術的確認事項について質問をしました。これに先立つ4日には、世界文化遺産富士山の構成資産である神社側から富士山登山鉄道反対の意思が示され、信仰の対象としてふさわしくないと、当該神社宮司の方から慎重な検討を求める声が上がりました。県は、話合いの機会を設けるとしていましたが、9か月以上経過した現在でも、話合いの機会がつかれないでいると承知しており、憂慮をしています。

県は、富士山登山鉄道構想の策定を機に、県議会も含め、県民から様々な意見を伺って議論を積み重ねることで、富士北麓地域の将来像にふさわしい交通システムについて答えを導き出していくとの考えを示していますが、そこで質問をします。

富士山登山鉄道構想に反対する会代表の当該神社宮司、上文司宮司と知事が真摯に意

見交換する機会を設けるよう積極的に働きかけてきたことも承知していますが、いまだ実現をしておりません。

話合いの機会を設けることについて、どのような状況か、現在の状況等についてお示しください。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 7月26日に担当職員が代表と面談をいたしまして、県の意向をお伝えするとともに、8月1日には改めて文書を手渡し、同会の意向について確認をいたしました。同会からは意見交換を行うことは承知したけれども、開催は登山シーズン終了後の10月以降を希望するとの回答がございました。このため、閉山後に県から具体的な日にちを提案させていただきましたけれども、残念ながら日程が整わず、現時点で開催に至っておりません。反対派の皆様と議論を重ねることが今後の構想の検討においても重要であると考えており、引き続き、積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

佐野委員 早めに、話合い、整合を取ったほうがよいかと思えます。地元の意見もよくお聞きして、折衝し合えるところを見つけ出すことは非常に重要だと思えますので、よろしくお願ひします。

次に、県が示している構想の早期実現を図るためには、反対、賛成を問わず、反対派とされる方々とも積極的に対話し、反対派からは反対の理由も明確にしてもらった上で、県の今後の対応方針を示すべきではないかと考えますが、当局の御所見をお伺ひします。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 委員御指摘のとおり、賛成あるいは反対派の方と意見交換をすることは非常に重要でございます。反対派の方との意見交換の機会をできるだけ早期に実現させて、県の対応方針を示すことが重要だと考えております。これまでの検討結果や県民の皆様からの御意見も踏まえ、富士山登山鉄道構想の今後の方針をお示ししてまいりたいと考えております。

佐野委員 県民のための富士山登山鉄道構想の実現のために、今後もしっかり努めていただきたいと思ひます。

(富士山登山規制について)

水岸委員 私からは登山規制について伺いたいと思ひます。

まず、本会議で県が来シーズンの規制の見直し方針に触れたことについて、富士吉田市市長から時期尚早とのコメントがありましたが、この発言について県はどのように捉えているのか、伺ひます。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 今シーズン、全国で初めて導入いたしました登山者管理のための登山規制につきまして、多くの議員の皆様から御関心をいただき、本議会でも来シーズンの規制に関する御質問をいただいたところでございます。こうした質問に現在

の検討状況を誠実にお答えすることは当然の対応でございます。いずれも、検討する、研究するとした上で、来シーズンの方向性をお答えしたものでございまして、市長の御指摘は当たらないと考えております。

水岸委員 次、来シーズンの規制の見直しについて、県からの説明や地元の意見を聞く機会が持たれていないとの発言もありましたが、指摘のとおりであれば、進め方を見直す部分もあると思いますが、実際はどうか伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 来シーズンに向けた規制の見直しについては、既に富士吉田市をはじめ、関係者への説明と意見聴取を行っているところでございます。具体的には9月20日、富士吉田市案内人組合、9月24日に富士吉田市、9月25日に環境省富士五湖管理官事務所、富士山吉田口旅館組合及び五合目観光協会、9月26日には吉田恩賜林組合と鳴沢恩賜林組合、それから9月27日には静岡県富士山世界遺産課、そして9月30日に五合目国際観光協会、このような形で実施をしております。9月20日の富士吉田市案内人組合の会議は市の職員も出席しており、24日の富士吉田市との会議は市の担当部長も出席の上、意見交換は2時間半に及んでおります。

富士吉田市の担当者に確認したところ、市長にも報告をしているとの話をいただいております。市長が今回の発言に至った経緯は不明でございますけれども、事実と異なるため、報道を受け、速やかに富士吉田市へ強く抗議をいたしました。

水岸委員 そもそも、富士山の登山管理に関わる県と市の役割分担はどうなっているのか。富士吉田市も登山規制を主体的に進める一員と認識していますが、今回の発言について、県はどのように考えているのか伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 富士山の登山管理のうち、富士吉田市は6合目の安全指導センターと、それから8合目の救護所の運営を担当しております。これらの運営費の一部は県が補助金として負担しております。委員の御指摘のとおり、県としても富士吉田市とともに規制を行ってきたと認識しております。これまで、県の対応が遅いとの御批判を受けてきたことも踏まえ、迅速な対応を心がけ、シーズン終了後、間髪入れず、関係者の聞き取りを行い、県としましては最善を尽くしているつもりでございまして、今回の発言は残念でございます。

県は、この規制のために、開山期間中、当グループの職員を延べ236人、5合目などに配置いたしまして、富士山レンジャーなどとともに様々な啓発や軽装登山者などへの指導を一生懸命行ってきたところです。毎日、5合目で攻防を繰り返しまして、精神的にも非常に厳しい中で、このシーズンを乗り切った状況です。このことについては、富士吉田市の職員も御存じのほうでございます。来シーズンは富士吉田市からも積極的に職員を出していただき、県と一緒に指導することを提案していきたいと考えております。富士吉田市の職員にもしっかり現場で対応していただく中で、建設的な意見をいただくことは全く問題ないと考えております。

水岸委員 今後、県と市がしっかりと協力し、安全で快適な登山環境の確保に向けて検討を進めてほしいと思いますが、最後に、和泉統括官、よろしくお願いします。

和泉富士山保全・観光エコシステム推進統括官 世界遺産富士山は山梨県の宝であり日本の宝、世界の宝でございます。地元と一緒にあって、登山者の安全、それから富士山の自然環境の保全に一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

(静岡県知事とのリニア建設に係るトンネル視察について)

古屋委員 先日5日に、静岡県の鈴木知事と本県の長崎知事が、県境のボーリング調査をしたという記事を見ました。具体的な水量などの流れについて確認し、両県が工事への信頼感を高めることができたという記事が掲載されていましたが、そうした発言をする過程に至った具体的な背景について、御説明いただきたいと思います。

矢野リニア・次世代交通推進監 先日5日の両県知事のトンネル視察でございますけれども、まず、発端となっておりますのは、静岡県の前知事から、県境に向かって300メートルのところからはボーリング調査をしないしてほしいとの話ございました。これにつきましては、6月に静岡県、山梨県、JR東海との三者合意に基づき、進める形となりました。

その後、長崎知事から実際の現場を見てほしいという働きかけをすぐに行い、5日にそれが実現したところでございます。

JR東海から、現在のボーリングの進め方や注意点、どのように丁寧に対応しているかを逐一説明していただきまして、また、現場でも、現在の湧水量、1分間当たりどのくらい出ているかを直接見ていただき、実際に静岡県の専門家部会が管理している数値の1%に満たない数値であることを直接確認していただいたところ、両県知事も、現在の進め方について、メディアに出ているようなコメントに至りました。

古屋委員 経過については分かりました。山梨県として、この内容について、今後の展望を含め、どのように考えていますか。

矢野リニア・次世代交通推進監 現在、山梨工区の県境手前の二百数十メートルのところを掘っておりますけれども、静岡県では県境を超えた部分についても、ボーリング調査について容認しますという形となっております。

本県といたしましては、ボーリング調査だけではなく、三者合意に基づき、先進抗及び本抗についても、逐次進めていきたいと考えており、徐々にそういう展望が開けてきていると認識しているところです。

古屋委員 ぜひ丁寧にやっていただいて、リニアが1日も早く開通できるよう努力していただきたいと思います。

(やまなし共生社会推進プレイヤーズについて)

福井委員

多様性社会・人材活躍推進局にお尋ねをいたします。

令和6年3月に、やまなし多様性を認め合う共生社会づくり憲章が制定され、やまなし共生社会推進プレイヤーズの募集も7月に始まったと承知をしています。

私も早速趣旨に賛同して申請をさせていただき、昨日、メールにて登録が完了しました。これから、様々なプレイヤーズの皆さんと連携をしながら、共生社会の実現に向けて、私の立場でも尽力していきたいと思いますが、これまでに、プレイヤーズの登録はどれくらいの方がされているのか、お聞かせください。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 御登録いただいたということでありありがとうございます。

やまなし共生社会推進プレイヤーズは、年齢、性別、国籍、障害や疾患の有無、また、家庭の事情、立場等関わらず、県民全てがお互いを認め合って、誰もがその個性を發揮できる社会を目指すため、共生社会の実現に向けたプレイヤーズとして、県民一人一人に宣言をいただくということでスタートしたものでございます。

現在、申込みをいただいた方の人数ですが、個人以外にも社員や会員をまとめた団体登録という形も取らせていただいています。全てを合わせますと、現在272人がプレイヤーズとして登録していただいております。

福井委員

いただいたメールの中には、10月17日にエンパワーメントセミナーを開催しますという御案内も一緒にいただきました。これはプッシュ型で、非常に素晴らしい制度だと感じています。今後、さらに内容を理解していただくために、県としてどのように周知に努めるのか、お伺いします。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 目指すところは、全ての県民にプレイヤーズになっていただきたいです。まず、プレイヤーズに登録いただいた方々には、これから、多くのイベントを予定しております。また、県庁内各部署で行うイベント等についても、共生社会という目線で必要があると思うものにつきましては、積極的に周知いたします。プレイヤーズをさらに増やすため、いろいろな場面を活用し、周知を図っていきたいと思っております。

福井委員

私の立場からも、様々なつながりの中でお知らせをして、一緒に共生社会の推進に向けて取り組んでまいりたいと思います。

主な質疑等

警察本部関係

※第 87 号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び

歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(自動車の盗難被害の状況について)

水岸委員 最近、全国各地でSUVやミニバンなど、自動車の盗難被害が多発しているとの報道を目にすることが多いと感じております。

本県においては、自動車は多くの県民にとって生活する上で欠かせない身近な交通手段であることから、自動車の盗難被害は重要な課題であると考えております。

そこで、現状を把握するためにも、県内における自動車の盗難被害の発生件数についてまず伺います。

中村刑事部参事官 県内における自動車窃盗の認知件数は、令和5年中は31件ありました。本年は、9月末現在で42件、前年同期比プラス21件となっております。

水岸委員 県内においても自動車の盗難被害が増加していることは分かりました。それでは、自動車盗難の検挙件数について伺います。

中村刑事部参事官 SUVやミニバンを狙った自動車窃盗の多くは、複数の都道府県にまたがって広域で行われることから、県警察では関係都道府県警察と連携するなど、捜査を推進しております。その結果、本年9月末の自動車窃盗の検挙件数は16件で、前年同期比プラス14件となっております。

県警察といたしましては、今後も、自動車窃盗の検挙に向けた捜査を推進してまいります。

水岸委員 被害件数が増加しているということですが、他県警察とも連携しながら捜査を進めるなど県警察が適切な検挙対策を推進した結果、検挙件数が増加していると聞き、安心しました。引き続き、自動車盗難に対する検挙対策の推進をお願いいたしまして、質問を終わります。

(果物の盗難被害防止対策について)

大久保委員 数年前から、桃やブドウをはじめとした果物の盗難が頻発している状況で、本年もこのような被害が散見されています。

丹精込めて育てたものを盗む行為は断じて許されませんし、被害を防止するための対策が重要であると考えます。県警察においては、果物の盗難被害防止対策にどのように取り組んでいるのか、まずお伺いしたいと思います。

所生活安全部参事官 県警察では、過去の発生状況を分析した上で、被害が多発している地域を管轄する警察署に対して、警察本部から警察官を応援派遣し、表面温度を可視化できるサーモグラフィカメラや、暗闇でも人の動きを確認できる暗視スコープを活用して警戒を強化するとともに、県をはじめとする関係自治体、JA、消防団、その他ボランティア団体と連携し、果実の収穫時期に合わせて連日、パトロールを行っております。

また、関係機関と連携して、農家の方には、センサーライトや防犯カメラ等の防犯設備の設置を呼びかけるなど、自主防犯意識の高揚を図っております。

大久保委員 県警察関係機関がパトロールを行っているということで、本当にありがたい限りでございます。

今年は盗難被害の声も、いつもより少ないのかなという気がしていますが、本県の今年の盗難被害の件数について具体的にお聞きかせいただければと思います。

所生活安全部参事官 令和6年9月末時点の県内における盗難被害は、認知件数が15件であり、前年同期比マイナス19件と減少しております。

大久保委員 警察、そして関係団体の取組が功を奏しているのかなという状況でございます。引き続き、盗難防止対策の推進をお願いいたします。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第 87 号 令和6年度山梨県一般会計補正予算(第7号)第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 91 号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 100 号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第8号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて

意見

中村副委員長 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについてですが、まず、ガソリン税について、政府はガソリンや灯油などの価格高騰を抑えるための燃料油価格激変緩和補助金について、当初、本年4月までとしていた措置を一定期間延長することとし、国民の負担軽減に努めている状況です。

消費税についても、景気の変化に左右されにくい安定的な財源であり、本県における地方消費税、また法人二税、個人県民税に次ぐ基幹税目の一つとなっております。また、市町村にとっても貴重な財源となっております。

最後に、インボイス制度について、軽減税率が導入される中で、取引における正確な消費税額を把握し、適正な課税を行うために導入された制度であります。

これらの状況を踏まえ、引き続き、国の動向を注視しながら、慎重に判断する必要があります。

したがって、本請願は、継続審査とすべきと考えております。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

(避難所としての体育館への空調設備の導入について)

中村副委員長 前回の本会議で質問させていただきました件で、防災局に確認をします。
 体育館への空調設備の導入について、防災局長から答弁を頂きましたが、今後、市町村等に丁寧な説明をした上で、特に、この交付金に関しては時限措置ということもあり、市町村等に丁寧な説明をしていただけるとのことでした。
 その後、市町村の取組について進捗はあったのか、御答弁をお願いします。

林防災局次長 防災危機管理課では、まず、市町村に対し事例集をお配りしました。その後、しっかりと理解をしていただき、その取組が進められるように、それぞれの市町村と連携をしながら、今、作業を進めている最中でございます。

中村副委員長 市町村の反応はいかがだったのでしょうか。

林防災局次長 エアコンとなりますと、経費的な面で相当な負担となります。この辺は、市町村の財政状況などによって、防災担当部局だけでは判断ができない部分がございますので、財政当局と相談をしながら進めていると聞いております。
 引き続き、県としてもしっかりと市町村の担当部局を支援していく必要があるため、県幹部が各市町村を訪問し、財政措置をしっかりとっていただけるようお願いをしていく予定でございます。

中村副委員長 時限措置という期間が限られている状況の中で、現在、あまり進んでいないような状況かと思えます。富士吉田市では予算をつけて、継続的にやっていくと伺っております。私の地元の笛吹市でも話は聞いているような状況でした。時限措置というところで、期間が迫っている中、全国的にも熱中症対策は非常に問題になっていますし、能登半島地震を見ても、非常に苦しい避難所で、今後、山梨も特に南海トラフ地震など非常に注目されていますので、そうした取組についてもっと積極的に進めていただきたいと思います。その点について、今後の計画をお示しいただければと思います。

林防災局次長 まず、予算措置に向けまして、先ほど申し上げたとおり、各市町村を幹部が回って、しっかりと御説明をさせていただくということが1点でございます。
 それから、この時限措置のある緊急防災・減災事業債という地方債につきましては、

今、知事会を通じ、他の都道府県と一緒に、この地方債を引き続き、延長してほしいという要望をしっかりとしているところでございます。

中村副委員長 引き続き、この点につきましては、早急に進めていただければと思います。この点に関しては、今後、追及させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(災害時の外国人の帰国支援について)

先ほど、知事政策局に質問させていただきましたが、外国人の帰国支援に関して質問させていただきます。

先日の記者会見で知事が問題提起したり、大久保議員からも本議会で質問があったかと思いますが、富士山周辺は特にインバウンドが多いというところで、今後、避難される方への対応についてはどのようにお考えでしょうか。

林防災局長 知事政策局が中心になりまして、県庁のいろいろな部局にまたがる話ですから、防災局をはじめとして観光文化・スポーツ部などと連携をして、この取組を進めていくということで、今、庁内で研究するチームを立ち上げ、各部局が集まって議論を進めているところでございます。

中村副委員長 外国人向けの対応マニュアルを作成している状況かと思いますが、例えば、南海トラフ地震が発生した際、避難所に外国人観光客が何人いるかなど、そうした情報を集計する母体は知事政策局がやることになるとしても、やはり、防災局を中心として、いわゆるマニュアルづくりなどを行った上で、住民向けなのか、観光客向けなのか、外国人向けなのか、いろいろな考え方があるとは思いますが、その母体は、知事政策局がつくるということでしょうか。

林防災局長 先ほど申し上げましたとおり、この件につきましては、いろいろな部局にまたがっているところで、知事政策局が音頭を取って進めている状況でございます。

お話のありましたマニュアルにつきましては、観光文化・スポーツ部で、既にマニュアルを用意してございまして、この内容も含め、議論を幅広く行い、インバウンドの方の帰国支援につながるような取組を進めてまいりたいと考えております。

中村副委員長 私たちが外国に行った際に、地震や災害が起きてどうしたらいいのかを考えると、今、富士吉田市は非常にインバウンドが多い地域で、今後、そうした方々を国中、笛吹市や甲府市にも引き込もうという動きがある中、そうした特策を考える上でも早期に進めていただきたい案件だと思いますので、引き続き、対応をよろしく願いいたします。

河野防災局長 中村委員は御存じかと思いますが、体育館の空調設備につきましては、教育的な施設でもございますので、教育委員会との調整、あるいは市町村の判断が出てまいります。

ただ、そういった中でも避難所として使う防災上の観点から、何とかフェーズフリー

ということで冷暖房、いわゆる環境整備を進めていただけないか、防災局でも取り組んでおります。実際に危機対策を所管しております副知事も首長を訪問いたしまして、直接働きかけていくことをやろうとしておりますので、御理解、御協力のほどをお願い申し上げます。

また、先ほどの広域避難の関係につきましては、それぞれが持っている役割の中で、縦割りではなく、横断的に連携して取り組んでまいります。

(令和5年度健全化判断比率等の状況について)

佐野委員

令和5年度健全化判断比率等の状況についてお伺いをしたいと思います。

財務省主計局のデータによると、国の令和5年度実質GDP成長率は1.6%程度、名目GDP成長率は5.5%程度と見込まれ、労働経済については、賃上げ妥協額、賃上げ率ともに4年ぶりに前年の水準を上回ったと確認をしています。しかし、そのような回復基調が見えてきた状況下でも、生活者目線で見れば、消費に最も関わる総務省統計局2020年基準、令和5年全国平均消費者物価総合指数は、前年度比で3.2%の上昇率等厳しい結果が出されています。

そのような中、本県の令和5年度決算に基づき、算定の健全化判断比率4指標は、いずれも健全化判断基準を下回る状況であり、厳しい物価高の状況下でも財政指標の見るべきポイントの一つである将来負担比率は、対前年度比でも0.7ポイントの改善がなされていて、当局の御努力の賜物だと評価をしております。

そこで質問します。まず、それぞれの改善点での部分について詳細をお聞きします。

初めに、通常収入である一般財源としての財政規模が拡大したことについて、経緯を詳細にお示しく下さい。

行村財政課長

健全化判断比率の計算の途中で用います標準財政規模についてのことと拝察いたしますけれども、こちらが令和5年度決算で拡大しております。

こちらについては、前年度における税収の増により、標準税収入額が増加したことによります。

こちらの拡大への寄与率を見ると、法人二税の増の影響は約6割、地方消費税の増の影響は約3割となっております。後者の地方消費税の増については、全国的な傾向ですが、本県の法人二税の増につきましては、令和4年度の半導体関連産業を中心とした製造業の業績が非常に好調であったことが要因であると推定されます。

佐野委員

半導体が好調ということで、古くからある県内企業さんも非常に御努力をされている結果かと思います。

次に、県債等残高を減少させている主な対策など、どのように取り組んできたのか、御所見をお伺いします。

行村財政課長

県債残高でございますけれども、本県におきましては、県債等残高から後年度の地方交付税により措置される額を除いた実質的な県負担の伴う県債等の残高の抑制を図って

いるところです。国からの補助金や、交付税措置のある有利な時限的な地方債の積極的な活用に加え、昨年度につきましては、十数年ぶりとなる繰上償還を実施したところでございます。この結果、令和5年度末は、この実質的な県負担を伴う県債等の残高は4,856億円となりまして、前年度から48億円の減となっております。

なお、この県債の償還に関わる経費であります公債費については、現在、減少傾向でございますけれども、令和9年度以降には増加に転じる見込みでございまして、引き続き、数値の抑制を図ってまいりたいと考えております。

佐野委員 前年度比で48億の減という、非常に素晴らしいと思います。

それでは次に、山梨県の財政力指数は、類似している人口同規模県などの自治体と比較をして、全国でどのような状況かをお示しく下さい。

行村財政課長 本県の財政力指数ですけれども、令和5年度で0.38となっております。

一概に比べることは難しいですが、本県と同程度の人口80万人である佐賀県の財政力指数が0.34でございますので、指数で比較しますと、佐賀県よりよい数字となっております。

また、人口100万人以下の10県の平均値は0.33でございますけれども、その中で本県は0.38で、10県中3位に位置してございます。本県より上位におりますのが香川県と福井県ということになりまして、40万都市高松市を有する香川県と港湾及び原発を有する福井県に次ぐ数値でございまして、小規模団体の中では悪い水準ではないものと判断をしております。

佐野委員 数字は嘘をつかないと思います。しっかりとした形で進められていることが本当によく分かりました。

最後に、山梨県として令和5年度の財政力全体の評価をどのように考えているのか、よいか悪いかも含めて、当局の御所見をお示しいただきたいと思います。

行村財政課長 高い評価を頂き、誠にありがとうございます。令和5年度は、先ほど委員が冒頭に説明いただいたとおりでございますけれども、全体的な健全化指標は改善をしております。本県としても中長期の目線でこれを維持してまいりたいとも考えてございます。

本県の財政全体の評価でございますけれども、将来負担比率について、減少というところもございまして、全国水準と比べますと依然として高い水準でございます。

一方で、標準財政規模に対しての財政調整基金の残高も、他県に比べて多く、全都道府県の中で8位というところで、よく言えばレバレッジの効いた財政運営がされているものと判断をしており、直ちに警戒が必要な財政状況とはなってございません。

また、金利のある世界の到来となりましたので、これを機に、基金の運用益を最大限に享受すべく、全庁の基金の一括運用に向け、現在、取組を進めているところでございます。

一方で、先ほど申し上げましたが、中長期の見通しにおきましては、社会保障関係費

の増加や、また、減少傾向にある公債費の増加のトレンドへの転換など、大変厳しい状況を令和9年度以降は迎えるものと判断をしております。

今後も、中長期的な視点での財政の健全化というものを図り、一方で、必要な事業を確保しつつ、将来の財政負担の軽減も図ってまいりたいと考えております。引き続き、御指導をお願いしたいと思います。

佐野委員

直近の過去3年を確認してみても、数値上で改善が見られ、これらの決算の結果については、コロナ禍や物価高騰、円安、この度重なる厳しいこの時節で改善ができていくことは大いに評価されると思います。

財政力は、やはり政策実現の上で根幹をなすことは言うまでもないと思っています。今後も、さらに県民が利を得るような、財政の力で県民福祉向上を目指していただければとエールを送りまして質問を終わります。

行村財政課長

誠にありがとうございます。先ほど申し上げたように、厳しい財政運営をするだけでなく、必要な事業はしっかりと実施するというところを前提としつつ、まさに必要で十分な予算というものを図ってまいりたいと思います。現在、非常によい状況の中で、財政運営ができるというこの立場は、私としては大変ありがたいですけれども、今後、後任たちが問題がないように、可能な限り、このいい数値の間で措置を打っておくと、事前主義と知事はよく申し上げておりますけれども、その点について、この1年間でも積極的に改善を図ってまいりたいと思っております。

(ふるさと納税について)

大久保委員

ふるさと納税について、先ほども魅力を伝えて金額を増やすとありましたが、去年、果実に品質の差があったということで、県がイニシアチブを取って協議会を開催したと聞いております。どのくらいの頻度で協議されて、今年は効果が上がったと思われるのか、その部分についての県の見解をお伺いします。

中村財源確保・資産活用推進課長 ふるさと納税については、昨年度に県産の果実で悪い評判が立ちましたが、それについては、県産果実のブランドを維持するという観点から農政部で会議を立ち上げ、そこで取組をして、マニュアル等を策定しております。

今年度は、そのマニュアル等に基づき、現場の検査をしっかりとやるとともに市町村や事業者に対し、こういった農産物を出してくださいという研修も行っております。

これは全て農政部が主体的に行っています。その結果、今年度につきましては、8月末時点ですけれども、昨年度の同時期に比べ、1.1倍程度寄附額が全体としては増えていますので、昨年度の影響があったとは考えておりません。

今後も引き続き、そうした会議等を活用し、さらに高品質なものがふるさと納税の返礼品として提供できるように農政部とともに取り組んでいきたいと思っております。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
 - ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月8日に実施することとし、詳細については、後日通知することとした。

以 上

総務委員長 伊藤 毅